

令和7年3月市議会定例会における一般質問等について(教育関係分)

<代表質問>

質問者(会派)	質問事項
2 戸 秀 樹 (公明党豊橋市議団)	1 <u>予算大綱について</u> (5) 小中学校の再編についての考え方について
3 菅 谷 竜 (新しい豊橋)	2 <u>長坂市政における豊橋市の諸課題等とビジョンについて</u> (4) 本市の子育て、教育に関する課題等について
4 鈴木 みさ子 (日本共産党豊橋市議団)	1 <u>新年度における市政運営の基本方針と各分野の政策について</u> (2) 教育環境の整備、子育て家庭への支援について ア 給食費の無償化について イ 一人ひとりを大切にするための少人数学級に対する考え方について ウ イマージョン教育の成果とその還元について エ 放課後教育におけるのびるんdeスクール、「ど」のびるんdeスクールの位置づけと今後の方向性について
5 星 野 隆 輝 (まちフォーラム)	1 <u>豊橋市の教育行政について</u> (1) 教育長の3期3年目の総轄について

<一般質問>

質問者(会派)	質問事項
8 諸 井 菜 々 子 (新しい豊橋)	2 <u>外部との連携による不登校支援について</u> (1) 放課後デイサービス事業所等、民間との連携による不登校支援の現状について (2) 不登校の子ども達の自分の学校以外での学びの現状について
9 鈴木 智 子 (自由民主党豊橋市議団)	1 <u>本市における様々な事情を抱える子どもたちへの支援について</u> (2) 学校と地域との連携について (3) 教育現場における自己肯定感を育む取組について (4) 子どもの権利を守るための教職員の資質向上について
13 山 口 倫 世 (新しい豊橋)	1 <u>豊橋市における持続可能な学校給食について</u> (1) 本市の考える学校給食望ましい在り方について (2) 本市の公会計化の現状について (3) 本市における学校給食の食材について 2 <u>豊橋市の小中学校における熱中症対策について</u> (1) 小中学校における熱中症対策の現状等について
16 水 野 恵 (公明党豊橋市議団)	2 <u>日本語指導が必要な外国籍等の子どもたちと保護者への支援について</u> (3) 小中学校における支援の取り組みについて (4) 豊橋高等学校における支援の取り組みについて 3 <u>子どもの学びと地域のつながりの充実について</u> (1) コミュニティスクールの取り組み状況について
18 本 多 洋 之 (自由民主党豊橋市議団)	2 <u>小中学校の再編に関する考え方について</u>
19 中 西 光 江 (日本共産党豊橋市議団)	2 <u>不登校対策について</u> (1) 不登校の子ども達の現状と課題について
22 古 池 も も (とよはし みんなの議会)	1 <u>子どもの権利教育の現状と子どもの権利を尊重する社会に向けた取り組みについて</u> (1) 現状と課題について イ 小中学校の子どもについて 2 <u>本市における学校規模の適正化について</u> (1) 小規模校における学校規模の適正化に関する現行の考え方について

質問者(会派)	質問事項
23 斎藤 啓 (日本共産党豊橋市議団)	2 本市の学校給食における農業振興につながる地元産食材の活用について (1) 学校給食における地産地消の取り組みについて 3 放課後児童クラブの開所時間に関わる令和6年12月27日のこども家庭庁の通知への対応について (1) 通知に基づいた、この間の対応について

<陳情>

受理番号	件名
7	学校給食費無償化に関する陳情
11	「こどもの権利条例」制定の取組を求める陳情

2 宍戸 秀樹 議員

1 予算大綱について

(5)

小中学校の再編についての考え方について

答 市長

小中学校の再編についての現在の考え方についてです。

本市では、現方針である平成25年3月に策定した「学校規模の適正化に関する基本方針」において、適正な学校規模を12学級から24学級と定めています。12学級未満の小規模校の再編等については、複式学級が見込まれる場合には、地域の合意を得た上で学校の統合を実施すること、複式学級が見込まれなくとも、全学年が1学級であり、かつ全校の児童生徒数が100人未満の場合には、特認校制度の導入、通学区域の見直しの順に検討することになっています。

一方で、児童生徒数及び出生数の減少は急激に進んでおり、学校再編はもはや先延ばしできない課題となっています。このことは市全体の問題として捉え、市民の皆さまと共に考えていく必要があると認識しています。そのため、まずは全地域の市民の皆さまと話し合いをすすめていく必要があると認識しております。

1 (5) (2回目)

小中学校の再編に向けた今後のスケジュールの認識について伺う。

答 市長

小中学校の再編に向けた今後のスケジュールの認識についてです。

2月に開催した総合教育会議において、学校規模の適正化を議題にあげ、改めて教育委員会との協議を始めました。

小中学校の再編に向けた、今後のスケジュールについては、具体的にはまだ定まっていませんが、まずは、直近の実績に基づく、より精度の高い校区別児童生徒予測数の把握を行うなど、準備の必要があると認識しています。

その後、学校再編の事例研究や、再編に伴う課題の全庁的な洗い出し、こどもたちからの意見聴取、保護者や地域の方との話し合いをすすめ、再編計画のアウトラインの策定を行えるよう、進めていきたいと考えています。

3 菅谷 竜 議員

2 長坂市政における豊橋市の諸課題等とビジョンについて

(4)

本市の子育て、教育に関する課題等について

答 市長

長坂市政が考える本市の子育て、教育に対する課題等についてです。

私は、「楽しい子ども時代を過ごせる豊橋に」を実現したいと考えています。

そのためには、子どもが家庭の状況などに左右されることなく、学習や体験の機会を得ることができるようにする必要があると考えております。

また、虐待やいじめなど不幸な出来事につながる可能性のある事態に対し、的確に対応できる環境を整備することが課題だと認識しています。

さらに、子どもたちがお互いの個性を尊重し合いながら成長できる環境づくり、どのような境遇にあっても学びが確保される環境づくりが必要であると考えています。

加えて、児童生徒数が減少する中、小中学校の再編も大きな課題の一つとして認識しているところです。

2(4) (2回目)

長坂市政が考える本市の子育て、教育に対するビジョンについて

答 市長

子どもの幸せ最優先のため、子どものための施策を展開する中で、子どもの権利についてもしっかりと考え、徹底的に子どもを守り、育むまちをめざしてまいりたいと考えています。

子どもたちが毎日楽しく過ごすことができ、家庭の状況等により差が生じないよう、第2子以降などの保育料の無償化や学校給食費の半額軽減等の支援を継続して取り組んでまいります。

虐待やいじめなどの課題については、学校をはじめ警察など関係機関との連携を密にし、積極的に対応するとともに、基幹的な役割を果たす児童相談所の設置の検討を始めていきます。また、主体的・対話的で深い学びを実現し、高校生世代も含め、児童生徒が居心地が良く、自らの夢に向かって踏み出す一歩を後押しする環境づくりにも取り組みます。

小中学校の再編に対しては、2月に開催した総合教育会議のテーマとして取り上げ、まずは教育委員会との協議を開始しました。子どもたちからの意見聴取、保護者や地域の方との対話を重ねるなど、丁寧に取り組んでまいりたいと考えています。

2(4) (3回目)

「業務過多の改善がなされたかの認識について

答 教育長

令和5年度以降、校務支援員・教員業務支援員を順次配置し、教員の行っていた事務的な作業を依頼できるようになったことで、学校からは、「今まで事務的な作業に充てていた時間を、翌日の授業について考えたり、授業力を磨いたりすることに代えることができた」、「休み時間などに子どもたちと接する時間が増えた」、「心に余裕が生まれた」などの声があがっております。

実際に、時間外在校等時間を45時間以内に抑えることができている教員の割合を見ても、令和4年度11月の53.2%から令和6年度11月には71.8%まで向上するなど、各学校における業務改善の工夫とも相まって、配置の成果は着実に得られていると認識しております。

4 鈴木 みさ子 議員

1 新年度における市政運営の基本方針と各分野の政策について

(2) 教育環境の整備、子育て家庭への支援について

ア

給食費の無償化について

答 市長

給食費の無償化についてです。

私は、子どもたちが毎日楽しく過ごすことを願ってやみませんが、同時に保護者の皆様が子どもと一緒に笑顔でいられることを切に願っています。そのためには、子どもを支える保護者の皆様の経済的負担を軽減することが必要だと考えます。

保護者の皆様にとっては、本来であれば、学校給食費の無償化が望ましいものであると思います。しかしながら、限られた財源の中で検討した結果、新年度の学校給食費につきましては、本市にお住まいの子育て世代へ半額軽減の支援を継続することとしました。

そのような中、2月17日に行われた衆議院予算委員会にて、石破首相は小学校給食費の無償化について「2026年度以降できる限り早期の制度化を目指したい」と表明し、それを受けて、国は具体的な制度設計を進める考えを示したところです。今後につきましては、学校給食費無償化の早期の実現に向け、国に対しても強く要望していくとともに、引き続き財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

イ

一人ひとりを大切にするための少人数学級に対する考え方について

答 教育長

一人ひとりを大切にするための少人数学級に対する考え方についてです。

愛知県は、全国よりも早いペースで35人学級の実現が進んでおり、本市においても、現在、小学校の全学年と中学校1年生に35人学級が導入されております。

1学級当たりの人数が少なくなる最大のメリットは、教員が個々の子どもの状況を把握しやすくなることです。これによって、学習面における「個別最適な学び」につながるだけでなく、一人ひとりの子どもに、より深く関わることで、生活面においても、よりの確な支援が可能となります。教員の負担軽減が進み、子どもに向き合う時間の確保につながることも、見逃せません。

このように、少人数学級の実現は、一人ひとりの子どもを大切に育む上で、重要な役割を果たしていると認識しております。

1(2)イ(2回目)

少人数学級実現に向けた人材確保について

答 教育長

人材を確保するためには、教職に憧れを抱く若者を増やす取り組みと、採用された若手教員がやりがいをもって働き続けられる環境整備の両面が不可欠であります。

本市では、教職を目指す学生が、学校現場に入って子どもや教員と交流することで、教育に対する理解を深めることのできる「教職インターンシップ」制度を取り入れております。また、各大学で開かれる「就職ガイダンス」に、本市教育委員会もブースを設け、教職の魅力を発信する活動をしております。

次に、採用された若手教員に対する取り組みでございます。

教員としての自覚や自信を高める上で、研修の果たす役割は大きく、その内容の充実が求められています。今日的な課題への対応や、実践をもとにした学び合い、著名な教育関係者の招聘などによって、受講する教員のニーズや向上心を満たせるよう努めております。

加えて、それぞれの学校において、教員どうしが学び合える環境を整えることや、同僚や上司に相談しやすい風通しのよい職員室をつくることなどを促し、若手教員が抱える悩みや不安を受け止められるサポート体制づくりに力を注いでおります。

1(2)イ(3回目)

一人ひとりを大切にするための関係機関との連携も行えるスクールソーシャルワーカー増員の考え方について

答 教育長

子どもや家庭が抱える問題の多様化・複雑化が進み、教職員だけでその解決を図ることは非常に難しいと考えております。

このような中、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を生かして子どもを取り巻く環境に働きかけ、関係機関とのネットワークを構築しながら、様々な支援を提案できるスクールソーシャルワーカーの存在価値は非常に高く、その充実を図ることは、今後必要であると考えております。

誰ひとり取り残さず、豊橋の子どもたちが充実した学齢期を過ごせるよう、今後も、こうした専門性を備えた人材の確保に努めてまいります。

ウ

イメージ教育の成果とその還元について

答 教育長

イメージ教育の成果とその還元についてです。

教科を英語で学び、英語に「浸る」ことで、イメージ教育コースの子どもたちは英語運用能力を着実に身につけております。学校生活で多くの英語を耳にし、目にすることにより、表現する力も育っており、1月に行われた学校行事「八町おはなしショーケース」では、子どもたちは自分の夢をいきいきと英語で語るなどして、日ごろの学びの成果を発表しました。

その還元につきましては、市内の小学校5・6年生の児童を対象に、八町小学校に勤務するネイティブ英語教師を講師としてイメージ教育を体験できる「夏休み英語体験活動」を毎年実施しております。本年度は約130名の児童が参加し、英語で行う理科や社会の授業を体験しました。

今後も、市内教員に向けた公開授業や研修はもちろん、イメージ教育コースとカリフォルニアの小学校の子どもたちが行っているオンライン交流に加わる学校を募るなどして、成果の還元を図ってまいります。

1(2)ウ(2回目)

イメージ教育実施校以外の小学校での英語教育の状況と、楽しく学べる取り組みについて

答 教育長

本市では、「英会話のできる豊橋っ子育成プラン」のもと、全国より13年先駆けて、2007年から小学校中学年の英語教育を推進してまいりました。

小学校3、4年生では「外国語活動」として「聞く・話す」を中心に英語に慣れ親しみ、英語によるコミュニケーション能力を養っております。年間35回の授業のうち20回は、英語スクールアシスタントと担任とのティームティーチングを行っており、季節のイベント、ゲームやチャンツを通して子どもたちが楽しく学べるよう工夫をしております。

5、6年生では、2020年の教科化を受け、教科書をベースに、生活場面を題材とする対話活動や発表活動を中心とした英語教育に取り組んでおります。年間70時間のうち、30時間は外国人英語指導助手（ALT）との授業を行い、子どもたちが生きた英語を学べるような体制を整えております。

エ

放課後教育におけるのびるんdeスクール、「ど」のびるんdeスクールの位置付けと今後の方向性について

答 市長

放課後教育におけるのびるんdeスクール、「ど」のびるんdeスクールの位置付けと今後の方向性についてです。

昨今、共働き家庭の増加や授業時間の短縮をはじめとする学校運営の多様化など、子どもたちの放課後や休日における環境が変化していく中、その過ごし方は、子どもたちの成長を促す点でも大変重要なものと考えています。

こうした中、令和2年度からは、のびるんdeスクールを全ての小学校で展開しており、今年9月からは「ど」のびるんdeスクールを中学校でスタートしてまいります。

対象者や活動内容は異なりますが、地域の方たちとともに活動し、さまざまな体験活動を通して、地域として子どもたちの成長を見守るという地域教育の観点から、社会性の向上や子どもたちの健全育成に寄与するものと捉えています。

今後、中学校からの部活動の地域への展開など、地域全体で子どもたちを育てる必要性はより一層高まることが想定されます。

市といたしましても、子どもたちの放課後における過ごし方がより充実したものとなるよう、現状に留まらず、更なる地域教育の推進に取り組んでいきたいと考えています。

1(2)エ(2回目)

社会教育、地域教育の視点から、地域の合意形成、協力体制を構築していく考えについて伺う。

答 教育部長

放課後の時間において、子どもたちの学びや体験の機会を充実していくためには、これまで以上に地域との連携、協働が求められると認識しています。

こうした中、取り組みをより明確化し、活動を推進していくことを目的として、新年度からは生涯学習課の体制を見直し、「地域教育推進室」を立ち上げてまいります。

今後は、のびるんdeスクールに限らず、中学校からの部活動の地域への展開、コミュニティ・スクールなど、放課後における様々な活動もあわせて捉えながら、地域教育の推進に努めてまいります。

5 星野 隆輝 議員

1 豊橋市の教育行政について

(1)

教育長の3期3年目の総括について

答 教育長

3期3年目の総括についてです。

私は教育長として、就任以来、「教育は生きる力を磨き深めること」という教育理念のもと、子ども一人ひとりを大切にする教育を推進しなければならないと考えてきました。

3期目につきましては、取り組みの柱として、学びを支える環境づくり、多様なニーズに応じた支援の充実、地域が一体となった教育活動の推進などに力を尽くしてまいりました。

具体的には、教員が直接子どもと関わることや授業づくりなど、教員でなければならない業務に、より集中できるよう教員業務支援員を導入したほか、教育環境として屋内運動場の空調整備に着手しました。また、「生きる力」を育むため、幼児期から高等学校、特別支援といった校種を越えた連携や、学校や教室に行きづらさを感じる子どもが安心して過ごせる居場所としてのエールームの設置を行っています。その他、豊かな人間性を育むため、地域とともに学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの推進や休日部活動の地域移行に関する取り組みを進めました。

このように、「子どもを大切にした教育」に、着実に取り組んでいくことができたものと考えています。

1(1)(2回目)

今後の本市教育行政の展望・教育行政のあるべき姿の認識について伺う。

答 教育長

私は「教育は国家百年の大計」という意識を常に持つ必要があると、教育委員会の職員にも伝え続けています。時代を超えて変わらないものは堅持しつつ、時代の流れに伴い必要となるものはバランスよく取り入れながら、よりよい教育を推進しなければなりません。

子どもたちの確かな学力・健やかな体・豊かな心を育て、生きる力を磨き深めることをめざし、教育施策を展開していくことが私たちの使命であります。今後の教育課題に対する全ての施策を、子どもありきの教育活動として推進しなければなりません。

目まぐるしく変化する時代を生き抜く子どもたちの成長を考え、子どもたちの笑顔のために教育行政を進めていかなければならないと考えています。

1(1)(3回目)

本市の子どもに期待するものについて伺う。

答 教育長

少子高齢化の進行、情報化や技術革新などにより社会が急激に変化するなか、将来を予測することが困難な時代を迎えています。このような中、子どもたちには、未来に向けて、自らの人生をどのように拓いていくか、また、自らの生涯を生き抜く力をどのように培っていくかが求められます。

教育委員会は、地域とともに子どもたちの成長を支えていきますので、一人ひとりが自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出すことができる人になるよう期待しています。

8 諸井 菜々子 議員

2 外部との連携による不登校支援について

(1)

放課後デイサービス事業所等、民間との連携による不登校支援の現状について

答 教育長

放課後デイサービス事業所等、民間との連携による不登校支援の現状についてです。
学校は、子どもが利用する民間施設と定期的に連絡を取り、子どもの出席状況や学習の様子、支援の記録などの情報を把握するとともに、学校の様子などを民間施設に伝えながら連携しております。
情報を共有することで、個にあった支援を充実させることができるとともに、子どものがんばりも共有できるため、子どもをほめ、認める場も多くなり、自己肯定感を高めることにもつながっております。

(2)

不登校の子どもたちの自分の学校以外での学びの現状について

答 教育長

不登校の子どもたちの自分の学校以外での学びの現状についてです。
学びの場といたしましては、オンライン授業をはじめ、豊橋市の教育支援センター「ほっとプラザ」や「エールーム」があります。また、通所型やICT活用型の民間施設などもございます。
昨年度と比較しますと、小学校では、「ほっとプラザ」や通所型の民間施設を利用する子どもが増えており、中学校では、オンライン配信授業やI C T 活用型の民間施設を利用する子どもが増えております。
また、「エールーム」につきましては、エールームを設置していない学校の子どもの入級し、利用を始めているという報告を受けております。

2(2) (2回目)

自分の学校以外の学びの場に関する子どもや保護者への情報提供について

答 教育長

学校に行きづらさを感じ始めた子どもや保護者に対して、担任や生活サポート主任等から、自分の学校以外の学びの場について情報提供を行っております。また、「ほっとプラザ」については、教育会館のホームページ等でも紹介しております。
民間施設につきましては、子どもの発達について相談をしている医療機関や民間団体の講演会、各施設のホームページなどから、保護者が情報を得ていると認識しております。

2(2) (3回目)

フリースクールなど民間施設利用時の費用補助について

答 教育長

現在、豊橋市からの学習に関する補助はしておりませんが、給食費につきましては、不登校の子どもが通う学校の校長が、出席扱いを認めたフリースクール等に子どもが一度でも登校していることがわかれば、保護者に補助金をお渡ししております。

9 鈴木 智子 議員

1 本市における様々な事情を抱える子どもたちへの支援について

(2)

学校と地域との連携について

答 教育長

学校と地域との連携についてです。中学校区ごと月に1回程度、少年愛護センターの主催で「地域連携会議」が開かれております。この会には、保護司、更生保護女性会、主任児童委員、小中PTA代表、校区指導員、小中学校教員が参加し、それぞれの立場から見た子どもの実態や、気に留めておきたい家庭の様子、生活状況などに関する情報を共有しております。

学校が得た情報は、守秘義務を守ることを大前提として、校内生活サポート委員会などで管理職や担任にも伝えられ、その後の生徒指導や家庭支援の充実へとつなげるよう心掛けております。

1 (2) (2回目)

学校が主体となって開催する会議について

答 教育長

家庭環境を含め、様々な事情を抱える子どもたちの支援として、主任児童委員やスクールカウンセラー、市の関係機関及び児童相談所の職員などとケース会議を行い、よりより支援体制を構築するように努めております。

(3)

教育現場における自己肯定感を育む取り組みについて

答 教育長

教育現場における自己肯定感を育む取り組みについてです。

学校生活で一人一人の子どもたちの自己肯定感を育むには、互いを尊重し、よさを認め合える集団づくりが大切になります。小中学校では、道徳の授業との関連を図りながら、仲間からよさを認められたり、ありのままの自分が受け入れられる感覚を味わったりする工夫がされております。

例えば、養護教諭研究部が作った「ほっとハート」と呼ばれるプログラムを年間を通して学級活動に取り入れることや、通級指導の際に「ソーシャルスキルトレーニング」を用いること、自分の成長の足跡を振り返る「キャリア・パスポート」を作成することなど、さまざまな方策によって自己肯定感を育み、子どもたちの成長を支えております。

(4)

子どもの権利を守るための教職員の資質向上について

答 教育長

子どもの権利を守るための教職員の資質向上についてです。

本市教育委員会としましては、校長会議や教育委員会だより「ひびき」で子ども一人一人を大切にした教育活動を展開するよう常々から伝えております。

また、教職員向けの「人権教育講座」を行い、子どもの人権について、様々なテーマのもとで研修を行っております。

本年度は、ココエールの協力を得ながら「ヤングケアラー」について、事例を用いたグループ討議を行い、該当する子どもや家庭への必要なサポートについて実践的に学びました。研修会で学んだ内容につきましては、各校で計画する現職研修等において、すべての教職員に対して学びを共有しております。

様々な事情を抱える子どもたちへの支援につきましては、具体的な対応事例をもとに学ぶことが最も効果的であります。庁内の各課や関係機関との協力のもと、子どもの権利についての認識をさらに深められるよう、今後も教職員の資質向上を図ってまいります。

1(2)～(4)(3回目)

こうした取り組みの成果を知るために、子どもの意見も聴く必要があると思うが、その考えを伺う。

答 教育長

これまで述べてきた様々な方策については、そのほとんどが「大人が考える、子どもの最善の利益を考慮して行われるもの」であります。しかし、「一人一人の子どもを大切にする豊橋の教育」という観点から申しますと、「最善の利益」を施される側の子どもたちの声にも耳を傾ける必要があります。したがって、取り組みの内容や的確さについて、教職員と子どもがともに考えることが大切であると考えております。

13 山口 倫世 議員

1 豊橋市における持続可能な学校給食について

(1)

本市の考える学校給食の望ましい在り方について

答 教育長

本市の考える学校給食の望ましい在り方についてです。

子ども達は、毎日の学校給食や栄養教諭による授業を通して、バランスの取れた献立が丈夫な体をつくることや、健全な食生活を営むためには適切な知識が必要であることなどを学んでおります。また農畜産物の生産が盛んな本市の食材を学校給食に活用することは、地産地消の推進や食文化の継承につながるということ、食育に関する様々な理解も深めております。

「食べることは生きることそのもの」であり、子ども達が食に対する正しい知識を身に付け、将来に渡って心も体も健やかに成長するために、学校給食を生きた教材として捉え、生きる力を磨いていくことが学校給食の望ましい在り方であると考えております。

1(1) (2回目)

様々な理解を深めているとのことだが、具体的にはどのような取り組みがあるのかを伺う。

答 教育長

国は、学校給食による教育効果を促進する観点から、毎年1月24日から1月30日までの1週間を「学校給食週間」としており、学校給食に対する理解を深め、関心を高めるための取り組みが全国的に行われています。

本市では学校給食週間に合わせて、地元の食材を豊富に取り入れた給食を提供するなど、地産地消の推進に取り組んでおります。また、豊橋市学校給食協会の主催により、児童生徒から給食に関するポスターや習字を募集し展示する「学校給食だいすき作品展」を開催し、学校給食に一層の関心を持ってもらうための啓発活動を行っております。

さらに今年度初めての取り組みとして、食育の父と呼ばれる本市の偉人「村井弦斎」にゆかりのある献立を提供し、学校給食を通して郷土学習の推進を図りました。

この他にも、毎日食べている学校給食が、どのように作られているかを親子で体験できる「親子フードカルチャー」や、豊橋産の農畜産物を使用した学校給食の献立を、親子が一緒になって考える「学校給食アイデア料理コンテスト」を実施し、学校給食をより身近に感じてもらえるような取り組みをすすめております。

(2)

本市の公会計化の現状について

答 教育部長

本市の公会計化の現状についてです。

本市の学校給食費につきましては、平成21年度から、学校会計として管理されていたものを、公会計として一般会計に計上しました。

また、学校給食費の徴収方法につきましては、現年度分は学校、過年度分は市が行うことで整理しております。

1 (2) (2回目)

徴収業務を、過年度分だけではなく現年度分も市が担うことについて、どのような認識かを伺う。

答 教育部長

学校給食費の徴収業務を市で一元管理するためには、学校、給食センター、市がそれぞれ情報を共有できる徴収システムの導入や、人員体制の整備などが必要となります。一方で、現在国で議論されている学校給食費無償化の動向により、現行の給食費の徴収方法が大きく変わる可能性もございます。

今後の学校給食費徴収事務につきましては、国の動向を注視しつつ、文部科学省が示した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を参考に、学校現場の声を聴きながら引き続き勉強してまいりたいと考えております。

(3)

本市における学校給食の食材について

答 教育部長

本市における学校給食の食材についてです。

本市では、安全で良質な学校給食用の物資を購入するため、食材に様々な規格を設けております。

これらの規格は、子ども達の健やかな成長に資するものであることから、引き続き規格に基づいた、安全安心な物資の調達に努めてまいります。

1 (3) (2回目)

学校給食における精製塩から自然塩への転換についての考えを伺う。

答 市長

学校給食の物資は、定められた物資購入費の中で、価格や量、安全性を考慮して購入しております。使用する物資につきましては、学校給食全体を通してバランスよく選定するよう、引き続き努めてまいります。

1 (3) (3回目)

学校給食における外国産小麦の使用について、現状を伺う。

答 教育部長

令和5年度以降、本市の学校給食センターでは、衣が付いた状態で納入される揚げ物などを除き、小麦アレルギーへの対応として、調理する際に小麦粉を使用しておりません。

なお、愛知県学校給食会から納入されるパンやソフト麺につきましては、一部外国産の小麦が配合されていますが、白玉うどんや中華麺につきましては、令和3年度から愛知県産の小麦を100%配合とするなど、県内産小麦の配合比率を高める取り組みがなされています。

2 豊橋市の小中学校における熱中症対策について

(1)

小中学校における熱中症対策の現状等について

答 教育長

小中学校における熱中症対策の現状等についてです。

本市教育委員会といたしましては、毎年、熱中症の危険が高まり始める5月から、校長会議や教育委員会だよりを通して、熱中症の予防と対応を各学校に周知徹底しております。また、学校で策定する危機管理マニュアルには、熱中症に関する内容の記載を必須とし、年に1回、教育委員会が学校を訪問する際に点検しております。

各学校におきましては、運動場や体育館などで活動する際に必ず暑さ指数(WBGT)を測定して、実施するか否かの判断をしております。また、休憩時間だけでなく、授業中にも水分補給を呼びかけることはもちろんのこと、気候に応じて適切な時期に行事等を計画するなどの対策を講じております。

2(1) (2回目)

小中学校における子ども達の水分補給の現状について

答 教育長

熱中症対策の一つとして、適切な水分補給が有効であることは周知の通りでございます。学校においては、水筒の中にスポーツドリンクを入れて持参することや、授業中にも、各自のタイミングで水分補給することを認めるなど、柔軟な対応がされております。特に熱中症の危険が高まりやすい体育の授業や校外学習の際には、個々の判断だけでなく、教師が水分補給の時間を意図的に設定するようにしております。

2(1) (3回目)

持参した飲み物がなくなった場合の対応について

答 教育長

飲み物がなくなってしまった子どもに対しては、校内で飲料水として使用されている水道の蛇口から、水を補給するなどの対応をしていると承知しております。

2(1) (4回目)

登下校に長時間かかる子どもに対する、今後の熱中症対策の考え方について

答 教育長

登下校に時間がかかる子どもについては、そうでない子どもに比べ、熱中症のリスクが高まることが想定されます。そのため、より行き届いた熱中症対策を講じる必要があります。

本市教育委員会としましては、国の通知等も踏まえ、最新の情報を学校と共有してまいりましたが、今後は、日傘の使用や帽子の着用などの事例を、教育委員会だより等を通して紹介することで、熱中症による事故が起きることのないよう、啓発してまいりたいと考えております。

16 水野 恵 議員

2 日本語指導が必要な外国籍等の子どもたちと保護者への支援について

(3)

小中学校における支援の取り組みについて

答 教育長

小中学校における支援の取り組みについてです。

学校は、それぞれに「個別の指導計画」を作成し、本人の日本語の力を把握した上で、指導内容に関する評価、学習状況などの記録を累積しながら、個々に対する指導の充実を図っております。

本市では、日本で初めて生活する子どもを対象に、初期支援コース「きぼう」や「みらい東・西」で日本語の初期指導を行っております。日常会話や、かなの読み書きを中心に、8週から10週の指導を受けた子どもたちは、日本の学校生活へスムーズに適応することが可能となります。

その後、在籍校に戻ってからは、各校の教員のもとで、日本語と教科の統合学習や、教科の補充学習を受けております。

2(3) (2回目)

小中学校における支援の課題について伺う

答 教育長

一言で言えば、ニーズに見合うタイムリーな支援が受けられるかということであります。

日本語指導が必要な子どもが多く在籍する学校には、県から担当教員の加配があり、「国際教室」が開かれます。日本語指導を担当する教員は、通常学級から該当の子どもを取り出し、教科の内容を交えた指導を行うこととなります。

しかし、この県からの加配は、日本語指導を必要とする子どもの在籍数が10名以上ある場合に限られ、小学校では以降20名ごと、中学校では10名ごとにそれぞれ1名の教員が追加されるものです。

在籍数が10名に満たない27校には、こうした教員の配置がなく、日常的には専門的な指導が受けられないことに加え、通訳や翻訳などが必要な時にタイムリーな支援が得られにくいことなどが課題として挙げられております。

2(3) (3回目)

加配教員が配置されていない学校における、日本語指導が必要な子どもへの支援の取り組みについて伺う

答 教育長

専任の担当教員が配置されていない学校では、主に教務主任などの担任をもたない教員が、週に数時間、該当する子どもを取り出して日本語指導をすることとなります。

この際、教育委員会から巡回担当の外国人児童生徒教育相談員を派遣し、日本語指導の補助、教材の紹介や提供などを行うことで、各校を支援しております。

2(3) (4回目)

加配教員が配置されていない学校における、日本語指導が必要な子どもへの支援の課題について伺う

答 教育長

現在、日本語を母語とした日本語教育相談員6名、ポルトガル語・スペイン語・タガログ語を母語としたバイリンガル相談員8名の計14名で、加配のない27校61名の子どもたちへの指導を、校内の教員と協力して行っております。

しかし、加配教員が常に配置されている学校に比べ、専門性に基づく指導がされにくいことや、巡回相談員とともに行う日本語指導が週1回に満たない場合があるなど、学ぶ機会がどうしても少なくなりがちであることが課題として挙げられます。

2(3) (5回目)

外国人児童生徒教育相談員の雇用の現状と課題について伺う

答 教育長

日本語指導を必要とする子どもは、学習面以外での支援も必要となります。そのため、相談員の実際の業務は、日本語指導の補助だけでなく、連絡帳や学校から出す文書の翻訳、電話や対面での通訳など、非常に多岐に渡るものとなります。

特に、バイリンガル相談員は、個人懇談会や各種の説明会などにおいて通訳や翻訳を行う、欠かせない存在となっております。これらの行事は、どの学校も同じ時期に行われるため、慌ただしく複数校を掛け持ちで巡回しております。

このように、学校現場にとっては必要不可欠であるにも関わらず、賃金等の処遇面を理由に、毎年数名の退職者が出たり、その補充が思うように進まなかったりする現状があります。

これからも増え続けると思われる日本語指導を必要とする子どもや、その保護者の支援の充実のため、確かな能力や人柄を備えた人材を安定して確保することが大きな課題であります。

(4)

豊橋高等学校における支援の取り組みについて

答 教育長

豊橋高等学校における支援の取り組みについてです。

令和6年4月時点の外国籍生徒は、全校生徒646人中119人で全体の約18.4%となっています。国籍は、ブラジルが約5割、フィリピンが約3割、ペルーが約1割で、その他中国やインドネシア、ネパール、パキスタン等様々です。

外国籍の生徒の中には、日本語は話せても読み書きが苦手等、学校や日本で社会生活を送ることが困難な生徒が一定数在籍しています。

このような状況の中、豊橋高等学校では、外国籍生徒の日本語能力の向上を図るため、NPO団体と協力して日本語能力試験の対策講座を実施しています。また、授業や進路についての理解を深めるため、教材や就職・進学に役立つ情報を翻訳して生徒へ提供しています。

さらに、日本語が分からない保護者に対しては、学校からの連絡をポルトガル語や英語に対応したメール配信サービスを利用するとともに、保護者会では通訳を同席させて、教員と保護者が生徒の情報を適切に共有できるよう支援を行なっています。

2(4) (2回目)

外国籍生徒の課題の認識について

答 教育長

外国籍の生徒は、日本国籍の生徒に比べて退学に至るケースが多く、令和5年度の退学者は、日本国籍の生徒が458人中20人の4.4%に対し、外国籍の生徒は149人中35人の23.5%と高い割合になっています。

豊橋高等学校では、多様な生徒に寄り添った授業の実施やきめ細やかな指導を行っていますが、外国籍の生徒においては、日本語力の低さによって授業内容が理解できずに退学する生徒が多く見受けられます。

そのため、課題である退学者の減少に向けて、外国籍生徒の日本語力を向上させる取り組みや、自身の進路を現実的に考えることができるようなキャリア教育のさらなる充実が必要だと認識しています。

3 子どもの学びと地域のつながりの充実について

(1)

コミュニティ・スクールの取り組み状況について

答 教育部長

コミュニティ・スクールの取り組み状況についてです。

本市では、令和5年度より八町小学校、新川小学校、磯辺小学校、二川小学校の4つの小学校でコミュニティ・スクールを導入していますが、自治会やPTAの代表者、民生委員の方などを委員に選任し、その地域に必要な教育活動について熟議を重ねております。

具体的な活動としましては、夏休み期間中に地域の方が先生となって、児童が学びたいことを教える活動や、特徴ある地域資源を活用した授業計画を作成し、これを全学年で実践する取り組みなど、それぞれの学校で特色のある活動が展開されております。

3(1) (2回目)

コミュニティ・スクールの導入に向けた課題について伺う。

答 教育部長

導入に向けた課題としましては、一つ目にコミュニティ・スクール制度の周知・理解がございます。本市では、従来から個々の団体や個人がそれぞれに学校と連携して、積極的に協働活動を行っている地域もあり、改めてコミュニティ・スクールという体制に疑問を持たれている方もいらっしゃると思います。そのような方々に対して、さらに広く、地域の様々な方が緩やかに繋がり、地域全体で子どもを育てるという、コミュニティ・スクール制度の意義を理解いただけるよう努めていく必要があると認識しております。

二つ目は協働活動の活性化です。学校と地域で熟議したことを協働活動で実践するためには、教育活動に参加していただける地域の方や団体などのボランティアを増やしていく必要があります。このため、ボランティアの周知や登録方法をどのように行うべきかといった課題があります。

3(1) (3回目)

教育委員会の支援体制について伺う。

答 教育部長

コミュニティ・スクールの支援体制としまして、推進委員会を設けて導入校の取り組みを紹介し、導入推進に向けた意見交換を行っているほか、市内の全小中学校の学校教職員、校区の代表者の方を対象にした研修会を毎年度開催し、コミュニティ・スクールの導入、周知に向けた取り組みを行っております。

また、教育委員会事務局の職員が実際に各学校の運営協議会に参加してアドバイスを行ったり、導入準備校を訪問して導入に向けた説明や相談を受けるといった伴走支援を行うなど、教育委員会と学校は連携して、必要な時に必要な支援を行う体制を整えております。

3(1) (4回目)

今後の方向性の考えについて伺う。

答 教育部長

令和7年度は、現在の4校のほかに、新たに9校にコミュニティ・スクールを導入する予定です。令和8年度以降も導入校を拡大し、令和9年度に市内すべての小学校にコミュニティ・スクールを導入したいと考えております。

コミュニティ・スクールの取り組みは、地域の大人たちの横のつながりを充実させ、成長した子どもたちが支援する側になることで、教育活動や地域への関わりの好循環が生まれることが期待されます。取り組みにより地域の教育力が一層向上することで、子どもたちの豊かな学びと成長を実現していきたいと考えております。

小中学校の再編に関する考え方について

答 教育部長

小中学校の再編に関する考え方についてでございます。

人口減少に伴う児童生徒の減少が加速化する中で、小中学校の再編は、もはや先延ばしできない課題となっております。

再編にあたっては、学校教育の主役である子どもたちにとって、真に望ましい教育環境を確保することが最優先であると考えております。

一方で、学校は地域コミュニティの核であることから、地域と学校のつながりを大切にすること、また、ファシリティ・マネジメントの観点から、本市のまちづくりの考え方との整合を図り、効果的かつ効率的な学校づくりを推進する必要があると認識しております。

(2回目)

地域と学校のつながりを大切にするとのことだが、再編にあたり、地域コミュニティの核として学校の役割に対して、具体的にどのような配慮を行っているか伺う。

答 教育部長

本市では、学校が地域の防災拠点となっているほか、二十歳の集いが主に小学校区ごとに開催されるなど、地域コミュニティの核としての役割を果たしております。

加えて、すでに多くの教育活動を地域と一体となって取り組んでいる現況も踏まえ、納得感を得るための丁寧な説明や、意見交換の機会を確保してすすめる必要があると認識しております。

(3回目)

2月に開催された総合教育会議では、今後の児童生徒数の減少に応じて、国の適正規模で換算した場合の必要な学校数が示されているが、この学校数は再編の目標数か伺う。

答 教育部長

2月に市長が開催しました総合教育会議では、本市が平成27年10月に公表している、豊橋市人口ビジョンに基づく児童生徒予測数を基に、国が適正規模としている12学級及び18学級の場合に必要な学校数の試算をお示ししました。試算は現在の校区割を考慮せず、市域全体を1学級当たりの児童生徒数で機械的に算出したものですので、再編の目標数ではありません。

(4回目)

今回、将来の学校数を示すにあたり、地域の方々と話し合いを行っているか伺う。

答 教育部長

令和3年度から4年度にかけて、市内のすべての中学校区で地域教育懇談会を開催しております。懇談会では、当時の出生数を基に算出した中学校区の児童生徒予測数のほか、令和元年度に実施した「小学校のあり方に関するアンケート」の結果を懇談会の参加者にお示しして、学校規模適正化についての意見交換を行いました。

今回、総合教育会議を開催するにあたりまして、教育委員会定例会等において事前に教育委員へお示しし、意見を伺ったうえで、当日の協議をさせていただきました。今後、直近の実績に基づくより精度の高い校区別の児童生徒予測数を試算し、現状を説明する資料や情報を整理した上で、地域の方々と意見交換をしてまいりたいと考えております。

(5回目)

改めて、2月の総合教育会議で具体的に学校数を示した市長の意図を伺う。

答 教育部長

本市の児童生徒数は、今後も減少が避けられない状況であり、学校の再編は先送りすることのできない課題となっております。

このような状況の中で、地域ごとに個別に対応するのではなく、全ての市民の皆さまと現在の状況を共有し、将来について考えることが大事であると考え、試算した学校数をお示したものです。

19 中西 光江 議員

2 不登校対策について

(1)

不登校のこどもの現状と課題について

答 教育長

不登校の子どもの現状と課題についてです。

現状といたしましては、令和6年11月末における、欠席が30日以上ある子どもの割合は、令和5年11月末と比べると、中学校では6.6%から5.6%と減少しております。

一方、小学校での割合は、1.9%から2.0%と微増し、中でも低学年における不登校数が増加しております。

課題といたしましては、小学1年生の不登校数が大きく増加していることから、小学校入学後の「小1プロブレム」を解消することであると考えております。

2(1) (2回目)

小学1年生の不登校対策について

答 教育長

入学後、小学1年生の学級には、在籍する子どもの数に応じて、一人一人によりきめ細やかな指導をするための、新入学児童対応支援員を配置しております。また、入学前、子どもの発達段階を見通した教育活動や支援を充実させるために、幼稚園・保育園・こども園と小学校との連携を進めております。

2(1) (3回目)

幼保こども園・小学校の連携の取り組みについて

答 教育長

本市においては、以前から幼保小の連携の重要性を認識し、平成17年度から毎年、小学校と幼稚園・保育園・こども園と共同で「園参観と語る会」を行っております。

本年度は、近隣の幼稚園・保育園・こども園の参観を通して、幼児教育から小学校までの学びが連続していることを感じた小学校教員も多くいます。園参観で学んだことを生かして、小学校入学当初のカリキュラムについて、見直しをはかろうと考えている学校からの報告も受けております。また、園児が、小学校は楽しく学べる場所であるという安心感をもてるようにするために、すべての小学校で、園児と小学生が交流する場を積極的に設けております。

このような取り組みは、園から小学校への接続をなめらかにし、小1プロブレムの解消につながると考えております。

22 古池 もも 議員

1 子どもの権利教育の現状と子どもの権利を尊重する社会に向けた取り組みについて

(1) 現状と課題について

イ

小中学校の子どもについて

答 教育長

小中学校の子どもについてです。

現状としましては、子どもが有する権利について、特別活動やホームルームなど学校生活の様々な場面で、子どもたちに伝えております。また、人権教育を推進するために、具体的な指導内容を各教科や特別の教科 道徳、特別活動等の年間指導計画に位置付けて実践しております。

課題としましては、子どもが有する権利について子ども自身が知識として理解していても、自ら権利を主張し、行動するまでには至らない場面もあるということでもあります。

1(1)イ(2回目)

課題に対する取り組みの状況について

答 教育長

子どもの権利を守り、子どもの言動を受け止めるのは大人であり、学校現場で、その役割を担うのは教職員であります。そのため、子どもの一番近くにいる教職員が、子どもの有する権利について理解し、子どもの権利が守られるように、教職員研修や啓発活動を積極的に行うなど、人権教育の推進につとめております。

1(1)イ(3回目)

人権教育を推進していく中で、どのような変化を感じているのか

答 教育長

教職員研修を積み重ねることで、教職員の子どもの権利に対する意識も変わってきております。その成果として、子ども主体の活動が増えてきていると感じております。

例えば、行事について、教師主導で進められていた部分を子どもに委ね、子どもの思いに沿った活動にしようとする学校があります。また、中学校においては、生徒会が中心となって、自分たちの生活をよりよくするために話し合いを重ね、学校のきまり等をつくり直すという動きも見られます。

1(1)イ(4回目)

子どもや教職員が声を上げて変えていくことが難しいと感じる状況について

答 教育長

全ての大人が子どもの権利を意識し、子どもと関わっているとは言えない面もあるため、教職員だけでなく、保護者をはじめ地域を巻き込んで、人権教育を進めていく必要があると認識しております。

1(1)イ(5回目)

保護者や地域を巻き込み子どもの人権を守っていくにはどのような取り組みが必要かについて

答 教育長

教職員が研鑽を積み、子どもに寄り添った教育活動を展開していく中で、保護者や地域の方にその取り組みについて伝えることも必要であります。子どもを取り巻く全ての大人が、子どもの権利を意識し、子どもと関わることで、子どもの人権を守ることができると考えております。

1(1)イ(6回目)

放課後事業における、子どもの権利を尊重する取り組みの現状と今後の方向性について伺います。

答 教育部長

放課後の活動時間において、子どもたちに接していく大人も、子どもの権利を尊重することは重要であると捉えています。

こうした中、今年度、令和7年1月には、公営・民営児童クラブ支援員とのびるんdeスクールのスタッフを対象に、「児童の心に寄り添う育成支援」をテーマに、子どもの権利条約の4つの原則の理解などを踏まえた、子どもの権利に関する研修会を開催いたしました。

参加者からは、子どもたちへの言動など、子どもの権利を尊重した接し方について気付きや発見につながる声があり、その重要性について理解できたものと感じています。

新年度からは、新たに「ど」のびるんdeスクールもスタートし、子どもたちと関わる大人はさらに広がります。引き続き、関係者に向けた研修会の開催などを通して、子どもの権利を尊重する取り組みを推進してまいりたいと考えています。

2 本市における学校規模の適正化について

(1)

小規模校における学校規模の適正化に関する現行の考え方について

答 教育部長

小規模校における学校規模の適正化に関する現行の考え方についてです。

本市が平成25年3月に策定しております「学校規模の適正化に関する基本方針」では、小規模校の状況に応じた適正化の手法として、学校の統合、特認校制度の導入や通学区域の見直しをそれぞれ定めております。

一方で、急速に進む少子化に伴い、児童生徒数の減少は急激に進んでおり、現行の考え方について見直しを進めていく必要があると認識しております。

2(1)(2回目)

小規模校の課題は複式学級になることか、クラス替えができないことか、今後のファシリティマネジメントか、その他か伺う。

答 教育部長

小規模校の課題としましては、議員が述べられた内容のほかに、子どもたちが、同年代の子がもつ多様な物の見方や考え方に直接触れたり、球技や合唱等の集団活動を体験するなど「協働的な学び」の機会が少なくなることが挙げられます。

学校の小規模化がすすむことを見据えますと、子どもたちが生きる力を磨き深めるための環境をいかに整えていくかが課題であると認識しております。

2(1)(3回目)

総合教育会議での話し合いを聞いていると、市全体の課題と受け止めたが、小規模校だけでなく市全体の再編も検討に含まれるか伺う。

答 教育部長

まずは、より精度の高い校区别児童生徒予測数の把握を行ってまいります。市全体の児童生徒数や出生数の急激な減少の状況を考えますと、小規模校だけに限らず、隣接する小中学校も含めた話し合いが必要になると認識しております。

このため、市全体で課題を共有し、子どもたちの教育環境を第一に話し合いを行っていく必要があると認識しております。

2(1) (4回目)

当事者である子どもの声を聴くタイミングや考え方について伺う。

答 教育部長

学校規模の適正化は、学校教育の主役である子どもたちにとって、真に望ましい教育環境を確保することを最優先に行わなければなりません。そのため、当事者である子どもたちの意見を聴き取することは重要であると認識しております。

子どもたちの率直な声を政策に反映させるためにも、意見を聴くタイミングや対象となる子どもたちの範囲、発達段階にふさわしい聴き方等について、丁寧にすすめてまいりたいと考えております。

2(1) (5回目)

子どもの声は聴き方により偏りが出ると思うが、複数回、聴き取りを行うこともあるのか伺う。

答 教育部長

繰り返しになりますが、子どもたちの率直な声を政策に反映させるためにも、回数も含めて、丁寧にすすめてまいりたいと考えております。

23 斎藤 啓 議員

2 本市の学校給食における農業振興につながる地元産食材の活用について

(1)

学校給食における地産地消の取り組みについて

答 教育部長

学校給食における地産地消の取り組みについてです。

学校給食のおかずに使用する食材につきましては、作柄等を踏まえ、可能な範囲で豊橋産や愛知県産を指定しております。また、愛知県学校給食会を通して購入する主食におきましては、米は豊橋産を、牛乳は愛知県産を使用しており、パンにつきましても、できる限り県内産小麦の配合比率を高めるための取り組みがなされております。

さらに本市では、豊橋産の農産物を旬となる時期に使用し、それに合わせて生産農家が小学校で講話会を行う「とよはし産学校給食の日」を設けております。このように、生産者の顔が見える給食を提供することで、子ども達は地元農産物への理解を深めております。

この他にも、豊橋産の食材を使用した献立を、子どもと保護者が一緒に考えて調理する「学校給食アイデア料理コンテスト」を開催し、地元農産物への関心を高めることについて取り組んでおります。

2(1) (2回目)

本市では現在、一括で調理できるセンター方式により学校給食を提供しているが、各学校に調理施設を置く単独調理校は、児童生徒が調理の様子を直に見ることができるなど、学校給食への関心が一層高まると考える。このことから、今後の単独調理校の整備について伺う。

答 教育部長

本市では平成18年度を最後に、市内全ての小中学校が単独調理校からセンター方式に移行しました。

センター方式では、施設を集約することにより、調理設備や衛生管理を一元化できることや、物資を一括で購入することにより、品質の均等化を図ることができます。したがって、現状では単独調理校の整備は予定しておらず、引き続きセンター方式にて学校給食を提供してまいりたいと考えております。

2(1) (3回目)

調理施設が学校内にあることで献立に融通が効き、地元農家が作る食材を優先的に使うことで食育の推進にもつながると思うが、どのように考えるか伺う。

答 教育部長

単独調理校は、地域の特色に応じた献立を提供できる可能性があることや、学校給食をより身近に感じることができる一方、物資を安定して確保する必要があること、学校間において献立や食材料費に差が生じることなどが、課題であると考えております。

食育の推進につきましては、栄養教諭が学校で行う授業や豊橋市学校給食協会の出前講座、本市の給食センター調理員が作成するYouTube「とよはし学校給食チャンネル」などを通して進めてまいりたいと考えております。

3 放課後児童クラブの開所時間に関わる令和6年12月27日のこども家庭庁の通知への対応について

(1)

通知に基づいた、この間の対応について

答 教育部長

通知に基づいた、この間の対応についてでございます。

国から令和6年12月27日に「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について」通知があり、さらには令和7年1月17日に国の説明会が実施されたことを踏まえ、本市も同月27日に民営児童クラブに対し説明を行いました。

内容としましては、国から開所時間の考え方が示されたことを踏まえ、クラブの運営規程における開所時間の見直しに加えて、「長時間開所加算」補助の返還を求める精算をお願いするものでございます。なお、令和6年度、「長時間開所加算」は38のクラブが利用し、全体で約1,200万円となっております。

これに伴い、説明後は民営児童クラブをはじめ、多くの関係者から問合せや要望もございました。

こうした状況を踏まえ、市としましても対応を改めて検討し、今回についてはクラブ運営への影響が前例にない大きいことから、今年度については緊急的な措置として、「長時間開所加算」に係る補助の精算は実施しない対応へと改め、令和7年2月26日に全てのクラブに対して通知を行っております。

3(1) (2回目)

放課後児童クラブで働く支援員の専門性と役割に対する市の認識について伺います。

答 教育部長

放課後児童クラブで働く支援員の皆様は、放課後の子どもたちの生活をサポートする上で高い専門性が求められ、さらには、保護者と過ごす家庭での時間に代わる中で、子どもたちにとって、その存在は大きな役割を果たしていると認識しています。

＜陳情＞

7 学校給食費無償化に関する陳情

私たちの学校給食費無償化を求める会は、2021年7月に設立されて以来、署名活動・アンケート調査・懇談会・学習会・調理場の見学・給食に関わる映画の上映会など、無償化を求める様々な活動をしてきました。その中で給食の持つ役割が大変大きなものであることを実感しました。そこで今回、質の良い給食を無償に、ということ強く訴えたいと思います。子どもたちが口にする給食の食材は誰が作り、それを誰がどのように調理し、その費用は誰が負担するのか。この三つの柱をきちんとすることで、質の良い給食が生まれると考えています。一つめの柱の「食材は誰が作るのか」については作り手の顔が見える、豊橋の安心安全で豊かな農産物を使うことです。二つめの「誰がどのように作るのか」については、栄養価はもちろんのこと、郷土料理を取り入れ、バラエティーに富んだ内容豊かな献立で、温かく、見た目にも鮮やかなうちに子どもたちに提供することです。最後の「その費用は誰が負担するのか」は、市が税金で賄うことです。こうすることは、豊橋で生まれた子どもの成長を市が責任をもって支援することにつながるからです。義務教育はこれを無償とする、と憲法第26条に明記されているにもかかわらず、実行に至りません。その一方で、新たな条例を作っても巨額な市民の税金を使う事業を実現しようとしています。大きな矛盾を感じます。収まることのない物価高、教育費のさらなる値上げ。義務教育にかかる費用が、子育て世代の生活を圧迫しています。市民が支払う税金は市民が不安なく生活できるように使ってください。改めて全額無償化を強く要望し、次の事項について陳情します。

記

- 1 質の良い給食を無償にし、それを恒久的な子育て政策とする。これ
学校給食費の無償化を求める会
代表 河合やちよ

11 「こどもの権利条例」制定の取組を求める陳情

「豊橋市こども計画」の社会を変える視点の取り組みに「こどもの権利条例策定に向けた検討」が掲げられました。「こどもの権利条例」づくりは、こどもの権利を基盤とする「まちづくり」です。こどもを含む全ての人が、自分の暮らすまちの形成と発展に参加し、パートナーシップを築くことにより、「子どもにふさわしい世界は、すべての人にふさわしい世界」を実現するものです。

私たちは、去る2月22日と23日、名古屋で開催された「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2024名古屋」に参加し、全国自治体の子ども施策を学んだことで、「こどもの権利条例」によって、以下のことができることを確信しました。

①人々が「こどもの権利」と出会うことができる。②深刻な現実や課題に目を逸らさず向き合うことができる。③「子どもにやさしいまち」へ向かう道しるべとなる。④子どもの最善を目指す「市民的対話」が育てられる。⑤こどもの権利を基盤とする社会モデルアプローチを子ども参加でひらいていくことができる。

本市でも、子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの最善の利益のために子どもの声を聴く取組も着実に実施されています。「こどもの声を聴く」ことを豊橋市の文化とするためにも、次の事項について陳情します。

記

- 1 豊橋市の総合的な実効性のある「こどもの権利条例」の制定に向けた本市独自の計画に着手されること
2 条例制定にむけて、議会・市・こども・市民参加で進められること

とよはし「子ども」スマイル会議
代表 江坂雅世